

V. 参考

1 国の観光立国施策関係

(1) 観光立国推進基本法（平成18年12月13日成立、平成19年1月1日施行）

図表 観光立国推進基本法概要

観光立国推進基本法の概要

観光基本法(昭和38年)を全面改正。平成18年12月13日成立、平成19年1月1日施行。	
題名 観光立国の実現を国家戦略として位置づけ、その実現の推進を内容とするものであることにかんがみ、題名を「観光基本法」から「観光立国推進基本法」に改正。	関係者の責務等 ①国の責務 観光立国の実現に関する施策を総合的に策定、実施する。 ②地方公共団体の責務 地域の特性を活かした施策を策定し実施。また、広域的な連携協力を図る。 ③住民の責務 観光立国の重要性を理解し、魅力ある観光地の形成への積極的な役割を担う ④観光事業者の責務 観光立国の実現に主体的な取り組みよう努める。
前文 少子高齢社会の到来や本格的な国際交流の進展を視野に、観光立国の実現を「21世紀の我が国経済社会の発展のために不可欠な重要課題」と位置付け。	「観光立国推進基本計画」の作成 ①観光立国の実現に関する施策についての基本的な方針 ②観光立国の実現に関する目標 ③観光立国の実現に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策 ④その他、必要な事項 を盛り込んだ、閣議決定による観光立国推進基本計画を策定。 (国土交通大臣がとりまとめを担当)
目的 観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民経済の発展、国民生活の安定向上及び国際相互理解の増進に寄与すること	
基本理念 観光立国の実現を進める上での ①豊かな国民生活を実現するための「住んでよし、訪れてよしの国づくり」の認識の重要性 ②国民の観光旅行の促進の重要性 ③国際的視点に立つことの重要性 ④関係者相互の連携の確保の必要性を規定	

出典：観光庁ウェブサイト

<https://www.mlit.go.jp/kankocho/kankorikkoku/kihonhou.html>

(2) 観光立国推進基本計画（平成29年3月28日閣議決定）

図表 観光立国基本計画概要

観光立国推進基本計画の概要



観光立国推進基本計画の変更について

観光立国推進基本法(平成18年法律第117号)に基づき、観光立国の実現に関する基本的な計画(「観光立国推進基本計画」)を変更する。

観光立国推進基本計画(平成24年3月30日閣議決定)
【計画期間】平成24年度～28年度(5年間)



新たな観光立国推進基本計画
【計画期間】平成29年度～32年度(4年間)

※新たな計画の計画期間は、「明日の日本を支える観光ビジョン」の目標年次等を踏まえ、2020年度までとする。

<新たな観光立国推進基本計画の方向性>

「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定)を踏まえ、観光は我が国の成長戦略の柱、地方創生への切り札であるという認識の下、拡大する世界の観光需要を取り込み、世界が訪れたい「観光先進国・日本」への飛躍を図る。

○観光立国の実現に関する施策についての基本的な方針

- ① 国民経済の発展 : 観光を我が国の基幹産業へ成長させ、日本経済を牽引するとともに、地域に活力を与える。
- ② 国際相互理解の増進 : 観光を通じて国際感覚に優れた人材を育み、外国の人々の我が国への理解を深める。
- ③ 国民生活の安定向上 : 全ての旅行者が「旅の喜び」を実感できるような環境を整え、観光により明日への活力を生み出す。
- ④ 災害、事故等のリスクへの備え : 国内外の旅行者が安全・安心に観光を楽しめる環境をつくり上げる。観光を通じて東北の復興を加速化する。

○観光立国の実現に関する目標

国内観光の拡大・充実	① 国内旅行消費額	21兆円	国際観光の拡大・充実	⑥ アジア主要国における国際会議の開催件数に占める割合	3割以上・アジア最大の開催国
国際観光の拡大・充実	② 訪日外国人旅行者数	4,000万人	国際相互交流の推進	⑦ 日本人の海外旅行者数	2,000万人
	③ 訪日外国人旅行消費額	8兆円			
	④ 訪日外国人リピーター数	2,400万人			
	⑤ 訪日外国人旅行者の地方部における延べ宿泊者数	7,000万人泊	インバウンド消費を更に拡大し、その効果を全国津々浦々に届けるため、③～⑤を新たに基本的な目標として設定。		

○観光立国の実現に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

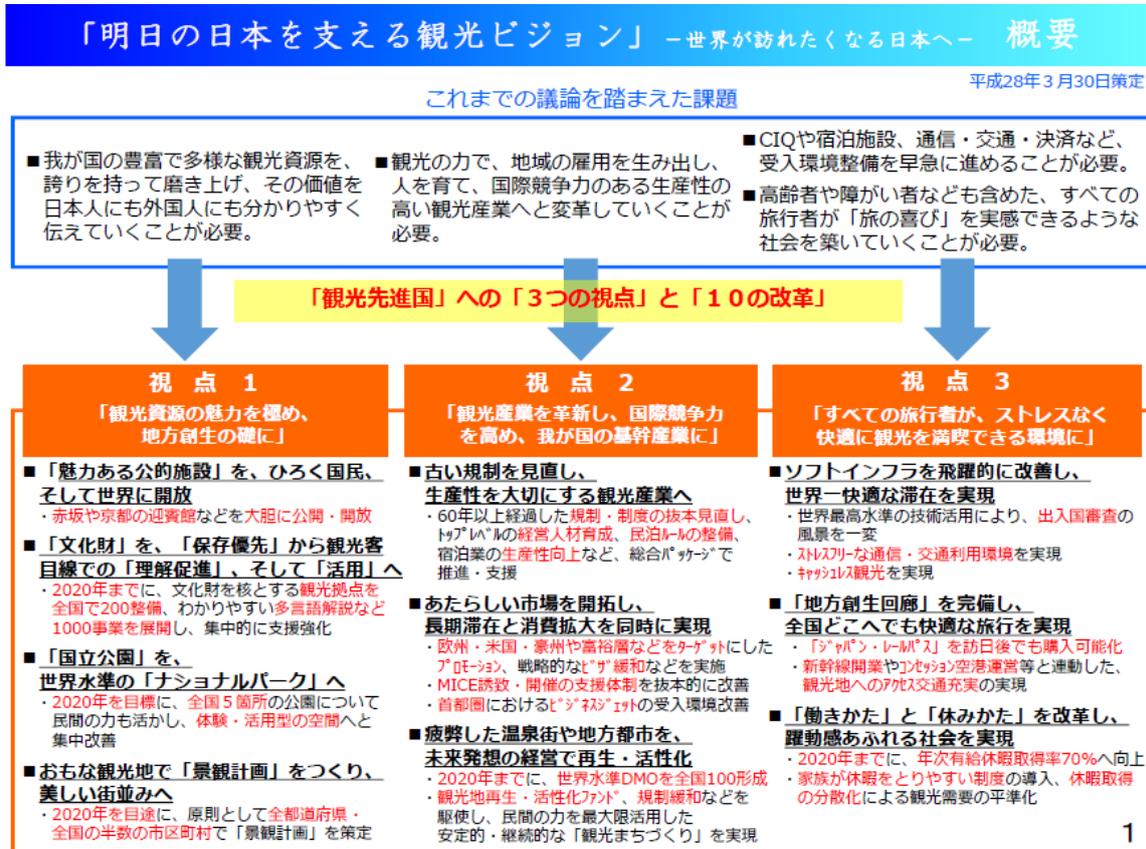
- ① 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成
(世界水準のDMOの形成、東北の観光復興、文化財・歴史的資源・自然等の観光資源としての活用、景観の保全、国際拠点空港の整備、クルーズ船の受入拡充、地方創生回廊の完備等)
- ② 観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成
(旅行業法の改正を通じた地域独自の旅行商品の創出、民泊サービスへの対応、観光地再生・活性化ファンドの継続的な展開、観光経営人材の育成、宿泊業の生産性向上等)
- ③ 国際観光の振興
(オールジャパンによる訪日プロモーションの実施、ビザの戦略的緩和、最先端技術を活用した出入国審査、通訳ガイドの充実、ランドオペレーター登録制度の導入、通信環境整備等)
- ④ 観光旅行の促進のための環境の整備
(外国人観光旅行等の災害被害軽減等)

出典：観光庁ウェブサイト

<https://www.mlit.go.jp/kankocho/kankorikkoku/kihonkeikaku.html>

(3) 明日の日本を支える観光ビジョン（平成 28 年 3 月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）

図表 「明日の日本を支える観光ビジョン」概要



「明日の日本を支える観光ビジョン」施策概要

1 観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に	2 観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に	3 すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に
<ul style="list-style-type: none"> ■魅力ある公的施設・インフラの大胆な公開・開放 <ul style="list-style-type: none"> ・赤坂や京都の迎賓館に加え、我が国の歴史や伝統に溢れる公的施設を一般向けに公開・開放 ■文化財の観光資源としての開花 <ul style="list-style-type: none"> ・2020年までに、文化財を核とする観光拠点を全国で200整備、わかりやすい多言語解説など1000事業を展開し、集中的に支援強化 ■国立公園の「ナショナルパーク」としてのアップデート <ul style="list-style-type: none"> ・2020年を目標に、全国5箇所の公園について民間の力を活かし、体験・活用型の空間へと集中改善 ・2020年までに、外国人利用者数を1000万人に ■景観の優れた観光資産の保全・活用による観光地の魅力向上 <ul style="list-style-type: none"> ・2020年を目標に、原則として全都道府県、全国の半数の市区町村で「景観計画」を策定し、歴まち法の重点区域などで無電柱化を推進 ■滞在型農山漁村の確立・形成 <ul style="list-style-type: none"> ・日本ならではの伝統的な生活体験と非農家を含む農村地域の人々との交流を楽しむ「農泊」を推進し、2020年までに全国の農山漁村で50地域創出 ■地方の商店街等における観光需要の獲得・伝統工芸品等の消費拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・2020年までに、商店街等において、50箇所街並み整備、1500箇所外国人受入環境整備 ・2020年までに、外国人受入可能な伝統的工芸品産地を100箇所以上に ■広域観光周遊ルートの世界水準への改善 <ul style="list-style-type: none"> ・修景や体験「D」の開発等に国から専門家チーム（パナトーチム）を派遣 ■東北の観光復興 <ul style="list-style-type: none"> ・東北6県の外国人宿泊者数を2020年150万人泊（2015年の3倍）に 	<ul style="list-style-type: none"> ■観光関係の規制・制度の総合的な見直し <ul style="list-style-type: none"> ・通訳案内士、ガイド・オペレーター、宿泊業等の抜本見直し ■民泊サービスへの対応 <ul style="list-style-type: none"> ・現行制度の枠組みにとらわれない民泊法制度の抜本見直し（本年6月中目途に検討会とりまとめ） ■産業界ニーズを踏まえた観光経営人材の育成強化 <ul style="list-style-type: none"> ・2020年までに、トータルでの経営人材の恒常的な育成拠点を大学院段階（MBAを含む）に形成 ■宿泊施設不足の早急な解消及び多様なニーズに合わせた宿泊施設の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・旅館等における「インバウンド」投資などを促進 ■世界水準のDMOの形成・育成 <ul style="list-style-type: none"> ・2020年までに、世界水準DMOを全国で100形成 ■「観光地再生・活性化ファンド」の継続的な展開 <ul style="list-style-type: none"> ・観光まちづくりに関する投資や人材支援を安定的・継続的に提供できる体制を整備 ■次世代の観光立国実現のための財源の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・観光施策に充てる国の追加的財源確保策を検討 ■訪日アフィリエイトの戦略的高度化 <ul style="list-style-type: none"> ・海外著名人の日本文化体験映像を海外キー局で配信 ■「インバウンド」観光促進のための多様な魅力の対外発信強化 <ul style="list-style-type: none"> ・在外公館や放送コンテンツなどを活用した情報発信 ■MICE誘致の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・政府レベルでの誘致支援体制の構築 ■ビザの戦略的緩和 <ul style="list-style-type: none"> ・中国、フィリピン、インド、ロシアの5ヶ国を対象 ■訪日教育旅行の活性化 <ul style="list-style-type: none"> ・「2020年までに4万人から5割増」の早期実現 ■観光教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・総合的な学習の時間等における教材の作成・普及 ■若者の「インバウンド」活性化 <ul style="list-style-type: none"> ・若者割引等のサービス開発を通じた海外旅行の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ■最先端技術を活用した革新的な出入国審査等の実現 <ul style="list-style-type: none"> ・世界最高水準の顔認証技術の導入などを促進 ■民間のまちづくり活動等による「観光・まち一体再生」の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設や観光バス乗降場等の整備促進 ■キャッシュレス環境の飛躍的改善 <ul style="list-style-type: none"> ・2020年までに、主要な観光地等における100%のキャッシュレス対応化などを推進 ■通信環境の飛躍的向上と誰もが一人歩きできる環境の実現 <ul style="list-style-type: none"> ・無料Wi-Fi環境とSIMカードの相互補完の利用促進 ■多言語対応による情報発信 <ul style="list-style-type: none"> ・中小事業者のWEBサイトの約半分を多言語化 ■急患等にも十分対応できる外国人患者受入体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・2020年までに、外国人患者受入体制が整備された医療機関を全国100箇所整備（現在の約5倍） ■「世界一安全な国、日本」の良好な治安等を体感できる環境整備 <ul style="list-style-type: none"> ・外国語対応可能な警察職員の配備等の体制整備 ■「地方創生回廊」の完備 <ul style="list-style-type: none"> ・「ジャパン・レールパス」を訪日後でも購入可能に ■地方空港のゲートウェイ機能強化とLCC就航促進 <ul style="list-style-type: none"> ・複数空港の一体運営（コネクティッド）の推進 ■クルーズ船受入の更なる拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・2020年に訪日クルーズ旅客を500万人に ■公共交通利用環境の革新 <ul style="list-style-type: none"> ・主要な公共交通機関の海外インターネット予約を可能に ■休暇改革 <ul style="list-style-type: none"> ・2020年までに年次有給休暇の取得率を70%に ■インバウンドに向けたエコノミー・クラスサービスの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・高い水準のエコノミー化と心のバリアフリーを推進

新たな目標値について

安倍内閣3年間の成果

戦略的なビザ緩和、免税制度の拡充、出入国管理体制の充実、航空ネットワーク拡大など、**大胆な「改革」**を断行。

- ・訪日外国人旅行者数は、**2倍増の約2000万人**に (2012年) (2015年)
836万人 ⇒ 1974万人
- ・訪日外国人旅行消費額は、**3倍増の約3.5兆円**に 1兆846億円 ⇒ 3兆4771億円

新たな目標への挑戦！

訪日外国人旅行者数	2020年： 4,000万人 (2015年の約2倍)	2030年： 6,000万人 (2015年の約3倍)
訪日外国人旅行消費額	2020年： 8兆円 (2015年の2倍超)	2030年： 15兆円 (2015年の4倍超)
地方部での外国人延べ宿泊者数	2020年： 7,000万人泊 (2015年の3倍弱)	2030年： 1億3,000万人泊 (2015年の5倍超)
外国人リピーター数	2020年： 2,400万人 (2015年の約2倍)	2030年： 3,600万人 (2015年の約3倍)
日本人国内旅行消費額	2020年： 21兆円 (最近5年間の平均から約5%増)	2030年： 22兆円 3 (最近5年間の平均から約10%増)

出典：観光庁ウェブサイト

https://www.mlit.go.jp/kankocho/topics01_000205.html

図表 3つの視点と10の改革

視点1 観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に①

1. 公的施設

「魅力ある公的施設」を、ひろく国民、そして世界に開放

- 「技」の粋がつくされた日本ならではの空間を世界に-

↓



赤坂迎賓館
2016年4月19日から一般公開を
通年で実施。



京都迎賓館
2016年4月28日～5月9日に試験
公開を実施した上で、7月下旬を
目途に一般公開を通年で実施予定。

ホーフブルク王宮 (オーストリア)

王宮内は、観光施設として日中見学が可能。一部をレセプション会場等の利用向けに、一般開放。




王宮全景
宮殿内

2. 文化財

「文化財」を、「保存優先」から観光客目線での「理解促進」、そして「活用」へ

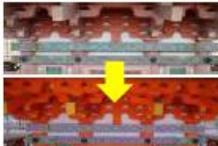
- 「とっておいた文化財」を「とっておきの文化財」に-

↓

2020年までに、文化財を核とする**観光拠点**を全国で200整備、わかりやすい多言語解説など1000事業を展開し、集中的に支援強化。



観光拠点の面的整備
(福島県大内宿の茅葺き民家群)



修復整備の拡充と美装化
(清水寺三重塔の美装化)



わかりやすい多言語解説
(日光東照宮新宝物館)



結婚式場等への活用
(西日本工業倶楽部会館)

視点1 観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に②

3. 国立公園

「国立公園」を、世界水準の「ナショナルパーク」へ

- 世界中から休日をすごしくる上質感あふれる空間に-

↓

2020年を目標に、全国5箇所の公園について、保護すべき区域と観光活用する区域を明確化し、民間の力も活かし、体験・活用型の空間へと集中改善。

イエローストーン国立公園 (米国)

観光客が豊かな自然を体験するための施設やプログラムを提供。運営費の一部は、入場料やコンセッション料で充当。



野生動物を間近で観察



専門家によるガイドツアー



ビジターセンターでの旅行案内



魅力的なホテル

4. 景観

おもな観光地で「景観計画」をつくり、美しい街並みへ

- ひと目見れば忘れない、ひと目見ただけで場所がわかる景観に-

↓

2020年を目途に、原則として全都道府県・全国の半数の市区町村で、「景観計画」を策定。国が専門家チームを地域派遣し、取組を徹底サポート。

(※) 2015年9月末時点で、20都道府県、472市町村で景観計画を策定済み

京都市

歴史的建造物の保全や景観法規制に加え、屋外広告物の適正化や地域協議会活動など、総合的な取組を展開。


→


屋外広告物の適正化が進んだ四条大通
(2007年 → 2015年)

視点2 観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に

5. 観光産業

古い規制を見直し、生産性を大切にする観光産業へ

規制・制度の抜本見直し（通訳案内士、ランドオペレーター、旅行業など）、トップレベルの経営人材育成、民泊ルールの整備、宿泊業の生産性向上など、総合パッケージで推進・支援。

6. 市場開拓

あたらしい市場を開拓し、長期滞在と消費拡大を同時に実現

欧米豪や富裕層などをターゲットにしたプロモーション、戦略的ビザ緩和、MICE誘致支援、首都圏のビジネスジェット受入環境改善などを推進。

ビザ緩和による効果



今後のビザ緩和対象5ヶ国

- ・中国
- ・フィリピン
- ・ベトナム
- ・インド
- ・ロシア

7. 観光地経営

疲弊した温泉街や地方都市を、未来発想の経営で再生・活性化

2020年までに世界水準DMOを全国で100形成。観光地再生・活性化ファンド、規制緩和などを駆使し、民間の力を最大限活用した安定的・継続的な「観光まちづくり」を実現。

湯田中温泉（長野県山之内町）

湯田中温泉街の再生事業に対し、地域経済活性化支援機構（REVIC）と地元金融機関とが、ファンドにより投融資。



湯田中温泉

廃業した旅館や飲食店舗をリノベーション

3

視点3 すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に

8. 滞在環境

ソフトインフラを飛躍的に改善し、世界一快適な滞在を実現

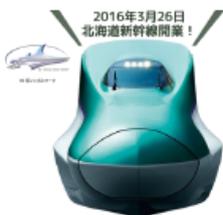
世界最高水準の技術活用により出入国審査の風景を一変させるほか、ストレスフリーな通信・交通利用環境、キャッシュレス観光、ユニバーサルデザインなどを実現。

9. 地方交流

「地方創生回廊」を完備し、全国どこへでも快適な旅行を実現

—隅から隅まで日本の旅を楽しめるように—

「ジャパン・レールパス」を訪日後でも購入可能化。また、新幹線開業やコンセクション空港運営等と連動した、観光地へのアクセス交通の充実を実現。



2016年3月26日
北海道新幹線開業！
北海道新幹線の開業



複数空港の一体運営（新千歳）

10. 休暇

「働きかた」と「休みかた」を改革し、躍動感あふれる社会を実現

—国民一人ひとりが「仕事も」「休日も」楽しめるように—

2020年までに、年次有給休暇取得率70%に向上。また、家族が休暇をとりやすい制度の導入、休暇取得の分散化による観光需要の平準化などを推進。

家族の時間づくり（熊本県人吉市）

地域の伝統的な祭り開催日に、市内の全小・中学校を休業日とし、地元企業への有給休暇取得を働きかけ。



おくんち祭り



地域協議会の様子

4

出典：観光庁ウェブサイト

https://www.mlit.go.jp/kankocho/topics01_000205.html

(4) 観光ビジョン実現プログラム 2020 (令和 2 年 7 月 14 日観光立国推進閣僚会議決定)

【「観光ビジョン実現プログラム 2020 概要」】

「観光ビジョン実現プログラム2020」の概要

これまでの経緯

- 平成28年3月30日、明日の日本を支える観光ビジョン構想会議（議長：内閣総理大臣）において、「明日の日本を支える観光ビジョン」を決定。
訪日外国人旅行者数2020年4,000万人、2030年6,000万人等の新たな目標を設定。
- 「観光ビジョン実現プログラム」は、新たな観光ビジョン等を踏まえ、政府の今後1年を
目途とした行動計画として、毎年、観光立国推進閣僚会議（主宰：内閣総理大臣）において決定。

概 要

- 昨年8月から本年6月にかけて、観光戦略実行推進会議（議長：内閣官房長官）を計6回開催。
- 会議における有識者の意見等を踏まえ、政府の今後1年
を目途とした取組を「観光ビジョン実現プログラム2020」
として、第13回観光立国推進閣僚会議（令和2年7月14日
持ち回り開催）において決定。



「観光ビジョン実現プログラム2020」の概要

I.国内の観光需要の回復と観光関連産業の体質強化

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、観光需要が大幅に減少し、観光関連産業に深刻な影響が生じている。
- ・このため、まずは雇用の維持・事業の継続の支援に注力するとともに、反転攻勢に転じるための基盤を整備し、感染の状況等を見極めつつ、強力な国内需要の喚起策を講じ、国内観光の回復を図る。
- ・その上で、国・地域ごとの感染収束を見極め、誘客可能となった国等からインバウンドの回復を図る。

1.雇用の維持と事業の継続に対する支援

- ・持続化給付金や家賃支援給付金の給付
- ・実質無利子・無担保融資の制度拡充
- ・雇用調整助成金の制度拡充
- ・公租公課やNHK受信料等の猶予・減免

等

2.反転攻勢に転じるための基盤の整備



宿泊施設の高付加価値化
・生産性向上等



誘客多角化のための
魅力的な滞在コンテンツ造成

- ・安全・安心に旅行できるよう、観光関連事業者に自ら作成した感染拡大予防ガイドラインの実施徹底を促す

等

3.国内旅行の需要喚起

- ・「Go To トラベル事業」の実施による
 - ・宿泊・日帰り旅行商品の割引
 - ・地場の土産物店、飲食店、観光施設、交通機関等で幅広く使用できる地域共通クーポンの発行
- ・新たな生活様式に沿った「新しい旅行スタイル」の普及
- ・休暇取得の分散化、滞在型旅行の促進
- ・国立公園等におけるワーケーションの推進

等

4.インバウンドの回復



日本政府観光局における
航空会社等との共同広告



日本政府観光局による
海外プロモーションの推進 等

「観光ビジョン実現プログラム2020」の概要

Ⅱ.インバウンド促進に向け引き続き取り組む施策

・国内外の感染症の状況を十分に見極めつつ、インバウンドの再開に備え、これまで進めてきた受入環境整備や新たなコンテンツづくりに引き続き戦略的に取り組む。



出典：観光庁ウェブサイト

https://www.mlit.go.jp/kankocho/news02_000419.html

2 観光庁のMICE誘致・開催の取組

(1) 日本のMICEブランド

■日本のMICEブランドの役割

- ・国内のMICE関係者等を巻き込んでいく「分かりやすく力強い呼びかけ」
- ・MICEの開催・誘致の推進事業への求心力を高める「理念や目的を象徴する旗印」
- ・海外主催者等へ伝える「日本でのMICE開催のメリット明示」

海外の主催者に対する日本でのMICE開催を誘致するための広報活動の下支えとなるとともに、日本のMICE関係者が一体となってブランディングを推進している。

■ブランドコンセプト

『日本の感性と知性が、ビジネスを未来へ動かす』

- ・「日本には独特な感性と知性がある」
日本にはユニークな芸術や文化、先進的な学術研究、革新的な技術や製品の創出があり、日本ならではの強みとなっている。
- ・「ビジネスを未来へ動かす」

日本での MICE 開催により、参加者はその独特な感性と知性に触れ、インスピレーションやひらめきを得られて、さらにビジネスを未来へと成長させることができる。

MICE 開催地として選ばれるために必要な日本が持つ「日本の MICE の価値」を改めて意識し、「日本の MICE が進化すべき方向性」を定め、「日本の MICE が目指すべき姿」を表している。

(2) グローバル MICE 都市

国際的な MICE 誘致競争が激化する中、海外競合国・都市との厳しい誘致競争に打ち勝ち、我が国の MICE 誘致競争を牽引することができる実力ある都市を育成するため、2013 年（平成 25 年）6 月「グローバル MICE 戦略・強化都市」を 7 都市選定し、MICE 誘致力向上のための支援事業を実施している。

さらに、2015 年（平成 27 年）6 月には「グローバル MICE 強化都市」として 5 都市を選定し、国として支援を行うとともに、各地域の関係者の連携を強化し、都市の自律的な取組を促している。

また、愛知県は、2013 年（平成 25 年）6 月に、名古屋市愛知県として、グローバル MICE 強化都市（※現在は統一的に「グローバル MICE 都市」と称されている。）として選定されている。

(3) MICE アンバサダープログラム

MICE を戦略的に誘致するため、観光庁は日本政府観光局（JNTO）と共に、産業界や学術分野において国内外に対し発信力やネットワークを有する方々を日本の「MICE アンバサダー」として委嘱する「MICE アンバサダープログラム」を 2013 年（平成 25 年）から実施している。

日本国内における国際会議開催の意義についての普及啓発活動に加え、それぞれの専門分野において、具体的な国際会議の日本への誘致活動を行っていただくことにより、日本の国際会議件数の増加や日本国内における国際会議開催の意義に対する理解度の向上、並びに海外における日本のプレゼンス向上を目的としている。

(4) ユニークベニュー

観光庁では我が国の「ユニークベニュー」の開発・利用促進を図っており、web ページ上で、各地のユニークベニューの施設リストや、ユニークベニュー関連冊子を「ユニークベニューお役立ち情報」として公開している。

出典：観光庁ウェブサイトを参考に作成

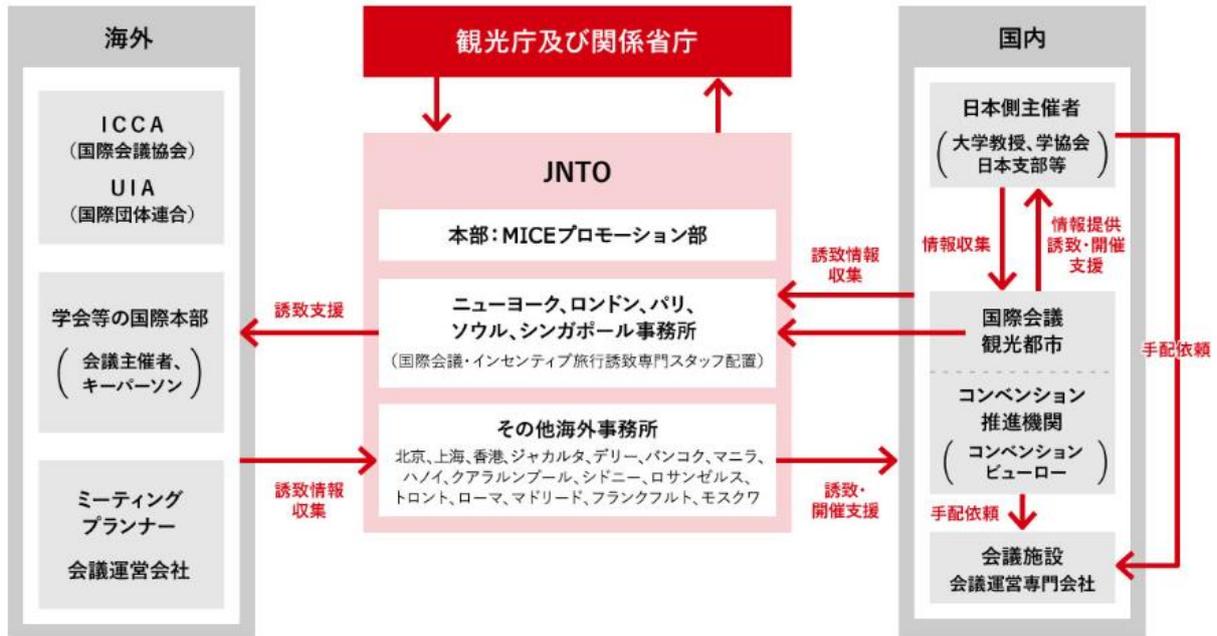
<https://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kokusai/MICE.htm>

3 日本政府観光局(JNTO)の MICE 関連の取組

(1) 日本政府観光局について

日本政府観光局は、東京オリンピックが開催された1964年に設立され、訪日外国人旅行者の誘致に取り組んできた日本の公的な専門機関である。世界22都市に海外事務所を持ち、日本へのインバウンド・ツーリズム（外国人の訪日旅行）の 프로모ーションやマーケティングを行っている。

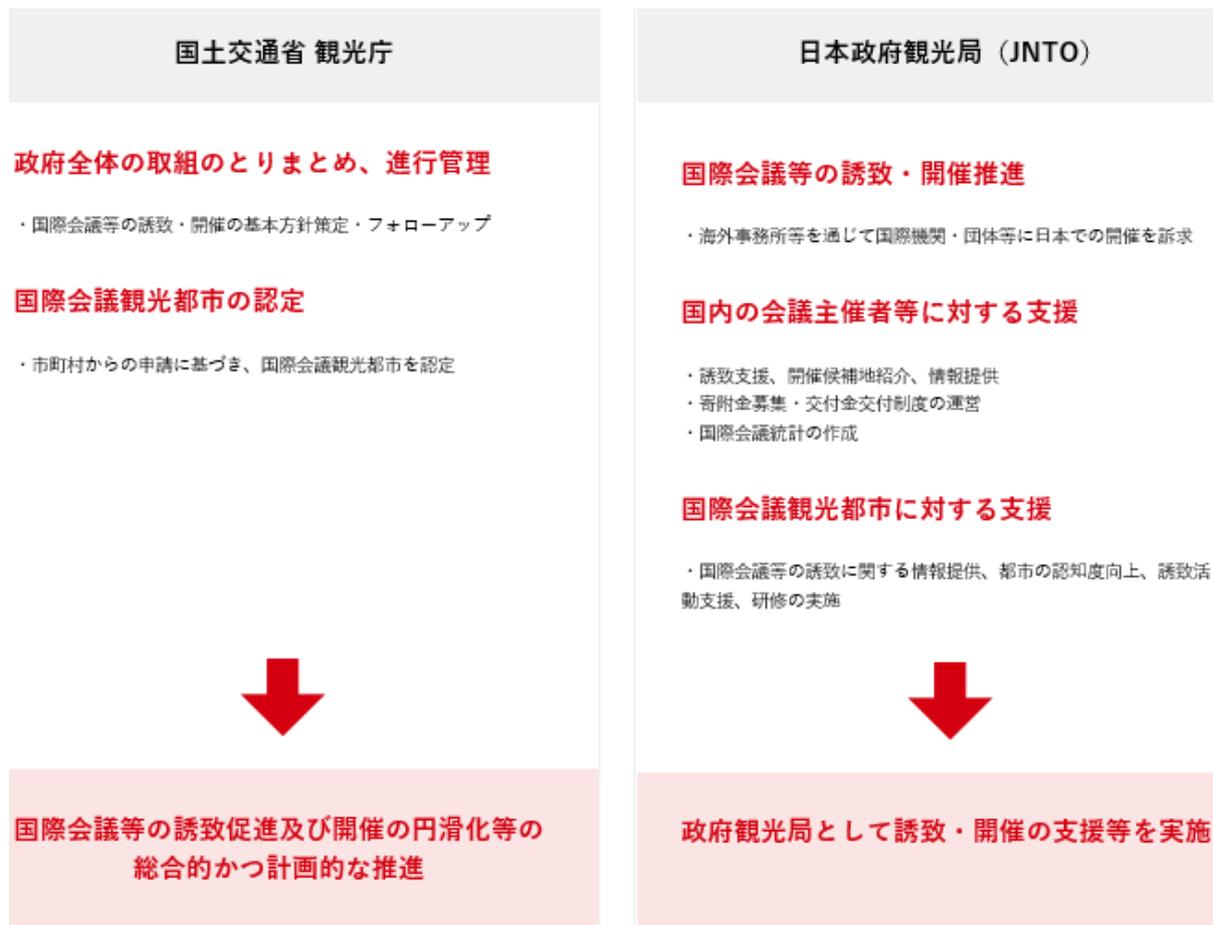
(2) 国際コンベンション誘致活動における日本政府観光局の役割



出典：日本政府観光局（JNTO）ウェブサイト

<https://MICE.jnto.go.jp/>

(3) 観光庁と日本政府観光局の役割



出典：日本政府観光局 (JNTO) ウェブサイト
<https://MICE.jnto.go.jp/>

(4) 支援活動

- ・誘致支援活動（視察支援、寄附金・交付金制度の運用、主催者セミナー開催、各種マニュアルの公開）
- ・海外への情報発信（広報活動、海外見本市関連活動、受託事業、MICE アンバサダーの任命）

誘致支援活動



海外への情報発信



出典：日本政府観光局（JNTO）ウェブサイト
<https://MICE.jnto.go.jp/>